

証券コード 3302

2020年3月6日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋二丁目5番1号
帝国繊維株式会社
代表取締役会長 飯田 時章

第94期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第94期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2020年3月26日（木曜日）午後5時までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

【書面による議決権行使の場合】

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

【インターネットによる議決権行使の場合】

当社指定の議決権行使ウェブサイト（<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用のうえ、画面のご案内に従って議案に対する賛否をご入力いただき、上記の行使期限までにご行使ください。

敬 具

記

1. 日 時 2020年3月27日（金曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
（日本橋高島屋三井ビルディング9階）

日本橋ホール

（会場が昨年と異なっておりますので、末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照くださいますようお願い申し上げます。）

3. 目的事項

- 報告事項**
1. 第94期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第94期（2019年1月1日から2019年12月31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

- 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 取締役9名選任の件
第3号議案 監査役1名選任の件
第4号議案 取締役報酬枠の一部改定の件
第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件
第6号議案 退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

<株主提案（第7号議案および第8号議案）>

- 第7号議案 剰余金の処分の件
第8号議案 自己株式の取得の件

株主提案（第7号議案および第8号議案）に係る議案の要領および提案の理由は、後記「株主総会参考書類」（30頁から34頁まで）に記載のとおりであります。

4. 議決権の行使に関する事項

3頁の「議決権行使のご案内」および4頁の「インターネットによる議決権行使のご案内」をご参照ください。

以上

- ~~~~~
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎本招集ご通知に際して提供すべき書面のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款の定めに基づき、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.teisen.co.jp/>）に掲載することにより、株主の皆さまにご提供いたしております。なお、監査報告書を作成するに際して監査役および会計監査人が監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のもののほか、当社ウェブサイトに掲載する「連結注記表」および「個別注記表」も含まれております。
 - ◎なお、株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.teisen.co.jp/>）に掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

1. 株主総会にご出席する方法



当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

日時 2020年3月27日（金曜日）午前10時

場所 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
（日本橋高島屋三井ビルディング9階）
日本橋ホール

2. 書面（郵送）で議決権を行使する方法



同封の議決権行使書用紙に各議案の賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後5時到着分まで

3. インターネットで議決権を行使する方法



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限 2020年3月26日（木曜日）午後5時入力完了分まで

インターネットによる議決権行使のご案内

1. インターネットによる議決権行使について

- (1) 書面による議決権行使に代えて、当社指定の「議決権行使ウェブサイト」(下記URL)より議決権の行使が可能です。ご希望の方は、**同封の議決権行使書用紙右片に記載の議決権行使コードおよびパスワードにてログイン**していただき、画面の案内に従ってご入力ください。なお、セキュリティ確保のため、初回ログインの際にパスワードを変更いただく必要があります。

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- (2) 行使期限は2020年3月26日(木曜日)午後5時までであり、同時刻までに入力を終える必要があります。お早めの行使をお願いいたします。
- (3) 書面とインターネットによる議決権行使を重複して行使された場合は、インターネットによるものを有効とします。インターネットにより複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効とします。
- (4) パスワード(株主さまが変更されたものを含みます。)は今回の総会のみ有効です。次回の株主総会時は新たに発行いたします。
- (5) インターネット接続に係る費用は株主さまのご負担となります。

(ご注意)

- ・パスワードは、ご投票される方がご本人であることを確認する手段です。なお、パスワードを弊社よりお尋ねすることはございません。
- ・パスワードは一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。ロックされた場合、画面の案内にしたがってお手続きください。
- ・議決権行使ウェブサイトは一般的なインターネット接続機器にて動作確認を行っておりますが、ご利用の機器によってはご利用いただけない場合があります。

2. お問い合わせ先について

ご不明点は、株主名簿管理人である**みずほ信託銀行 証券代行部**(以下)までお問い合わせください。

【議決権行使ウェブサイトの操作方法等に関する専用お問い合わせ先】

フリーダイヤル 0120-768-524 (平日9:00~21:00)

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

第7号議案および第8号議案は一部の株主さまからのご提案です。取締役会としてはこれらの議案い
ずれにも反対しております。詳細は30頁以降をご参照ください。

各議案につきまして賛否を表示せずに出された場合は、会社提案には賛成、株主提案については反
対の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。

(議決権行使書用紙イメージ)

議 決 権 行 使 書						株 主 提 案	
会 社 提 案						株 主 提 案	
第1号 議案	第2号 議案	第3号 議案	第4号 議案	第5号 議案	第6号 議案	第7号 議案	第8号 議案
賛	賛		賛	賛	賛	賛	賛
否	否		否	否	否	否	否

株主番号 _____ 議決権行使個数 _____ 個

2020年3月 _____ 日

私に、2020年3月27日開催の貴社第94期定時株主総会(継続会または延会を含む)における各議案につき、右記(賛否を○印で表示)のとおり議決権を行使します。

当社は、各議案につき賛否の表示のない場合は、会社提案については賛、株主提案については否の表示があったものとしてお取り扱いいたします。また、書面とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットの行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

帝国繊維株式会社

お願い

- 株主総会にご出席できない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2020年3月26日午後5時までに到着するようにご返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、「株主総会参考書類」に記載の当該候補者の番号をご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行使される場合は、下に記載のウェブサイトよりアクセスのうえ、2020年3月26日午後5時までにご投票ください。この場合、議決権行使書を送られる必要はございません。

(ご注意) 当社取締役会は株主提案に反対です。会社提案に賛成いただける場合は、会社提案の「賛」の欄に○、株主提案の「否」の欄に○を付けてください。

帝国繊維株式会社

株主総会参考書類

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、収益に応じた配当を行うことを基本としつつ、企業体質の一層の強化および将来の事業展開に備えるための内部留保の充実を併せて図る方針としております。

第94期の期末配当につきましては、第四次中期経営計画「^テイ^イゼン^ン2019」が、成功裡に完遂できたことを踏まえ、1株につき5円の特別配当を実施し、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類
金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金45円（うち、普通配当金40円、特別配当金5円）といたしたいと存じます。
なお、この場合の配当総額は1,182,373,875円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年3月30日といたしたいと存じます。

第2号議案 取締役9名選任の件

取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役9名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	しら いわ つよし 白 岩 強 (1946年9月25日)	1969年4月 ㈱富士銀行入社 1990年5月 同行北九州支店長 1992年6月 当社理事 1993年4月 当社理事管理部門長 1998年4月 当社理事管理部門長兼官特需部門長 1999年3月 当社取締役管理部門長兼官特需部門長 2001年3月 当社常務取締役 2003年4月 当社専務取締役 2007年2月 当社取締役副社長 2012年3月 当社代表取締役社長C〇〇 (現在に至る)	81,300株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
2	ます たに とおる 榎 谷 徹 (1948年7月26日)	1975年4月 当社入社 1999年4月 当社防災統括部長 2004年4月 当社理事 2007年3月 当社取締役防災統括部長 2015年3月 当社常務取締役 防災事業全般 防災統括部長 (現在に至る)	13,500株
3	おか むら たつる 岡 村 建 (1964年3月26日)	1987年4月 (株)富士銀行入社 2012年4月 (株)みずほ銀行企業戦略第二部部長 2016年6月 当社理事 2017年4月 当社経営企画部長 2018年3月 当社取締役経営企画部長 2019年3月 当社常務取締役経営企画部長 (現在に至る)	100株
4	かた の やす ひで 片 野 恭 秀 (1962年4月7日)	1987年4月 (株)日本交通公社(現 (株)JTB)入社 2001年3月 菱相自動車工業(株)入社(国際業務担当) 2005年5月 当社入社 防災開発部次長(海外商材開発担当) 2010年4月 当社防災開発部付部長 2017年3月 当社取締役防災開発部部長 (現在に至る)	5,761株
5	なか お とおる 中 尾 徹 (1966年7月11日)	1990年4月 当社入社 1996年5月 帝商(株) 出向 2010年4月 同社防災部長 2011年3月 同社取締役防災部長 2014年3月 当社防災統括部付部長 2017年3月 当社取締役防災統括部市場開発グループ部長 2019年11月 当社取締役防災統括部送排水システムグループ部長 (現在に至る)	10,700株
6	※ たか はし のぶ あき 高 橋 信 明 (1963年10月10日)	1986年4月 当社入社 2005年4月 当社官特需部付部長 2007年4月 当社プロジェクト営業部付部長 2009年4月 当社プロジェクト営業部付部長(理事) 2017年4月 当社繊維営業部製品資材グループ付部長 2018年1月 当社繊維営業部長 (現在に至る)	1,000株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
7	※ た が や たけし 多 賀 谷 毅 (1962年6月9日)	1987年4月 東芝エンジニアリング(株) (現 東芝ソリューション(株)) 入社 1995年4月 日本ランコ(株)入社 2011年10月 当社入社 2016年4月 当社防災統括部市場開発グループ部付部長 2017年4月 当社防災統括部原子力グループ部付部長 2019年11月 当社防災統括部送排水システムグループ原子力チーム部付部長 (現在に至る)	2,000株
8	たか ぎ ひろ やす 高 木 裕 康 (1961年5月11日)	1988年4月 弁護士登録 東京丸の内法律事務所入所 1997年1月 同事務所 パートナー 2015年3月 当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 東京丸の内法律事務所 パートナー	2,600株
9	ふか ざわ まさ ひろ 深 澤 正 宏 (1940年7月3日)	1964年4月 安田生命保険相互会社入社 1976年3月 同社秘書課長 1983年4月 同社秘書室長 1989年4月 同社人事部審議役 1989年6月 安田不動産(株)取締役ビル営業部長 1992年6月 同社常務取締役ビル営業部長 1993年6月 同社常務取締役総務部長 1995年6月 同社専務取締役 1999年6月 同社代表取締役社長 2007年6月 同社代表取締役会長 2015年6月 同社取締役会長 2017年6月 同社相談役 2019年3月 当社社外取締役 (現在に至る) (重要な兼職の状況) 安田不動産(株) 相談役	2,000株

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. ※印は、新任候補者であります。
3. 社外取締役候補者である高木裕康氏および深澤正宏氏以外の候補者を取締役候補者とした理由は、略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）欄に記載のそれぞれの経歴によって培われてきた見識と専門知識、積み上げられた経験により、当社の企業価値の向上に貢献することが期待できると判断したことによるものです。
4. 高木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役候補者であります。
- (1) 高木裕康氏を社外取締役候補者とした理由は、過去に会社経営に関与した経験はありませんが、弁護士として豊富な実務経験と幅広いかつ専門的な見識を有しており、2015年の就任以降、取締役会の適正な意思決定の確保等の社外取締役の職務を適切に遂行いただいていることによるものです。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって5年となります。
- (2) 深澤正宏氏を社外取締役候補者とした理由は、長年にわたって培われた経営者としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただいていることによるものです。同氏の当社における社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって1年となります。
5. 当社は、高木裕康氏および深澤正宏氏を一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として東京証券取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。
6. 当社は、高木裕康氏および深澤正宏氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合、当該契約を継続する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役横山良二氏は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
※ やま くち かず よし 山口和良 (1961年4月26日)	1985年4月 安田信託銀行(株)入社 2001年10月 同行営業企画部グループ長 2003年3月 みずほ信託銀行(株)個人企画部次長 2004年4月 同行営業統括部参事役 2005年11月 同行プライベートバンキング企画部室長 2008年7月 同行池袋支店長 2011年4月 同行本店営業部長 2012年4月 同行営業店業務部長 2013年4月 みずほトラストビジネスオペレーションズ(株)常務取締役 2015年5月 みずほトラストオペレーションズ(株)常務取締役 2016年7月 みずほトラストリテールサポート(株)常務取締役 2020年3月 当社顧問 (現在に至る)	一 株

(注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. ※印は、新任候補者であります。

3. 山口和良氏を監査役候補者とした理由は、他社における企業経営の実績・経験から、当社の監査役としての職務を適切に遂行いただけると判断したものです。

第4号議案 取締役報酬枠の一部改定の件

当社の取締役の報酬枠（以下、本報酬枠）は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において、年額600百万円以内（うち社外取締役分6百万円以内）とご承認いただき、2019年3月28日開催の第93期定時株主総会において、社外取締役の報酬につきまして12百万円以内に改定させていただいております。

今般、取締役の報酬について、2013年3月28日開催の第87期定時株主総会においてご決議いただいたストック・オプションについて見直しを行うとともに、積立型退任時報酬制度を導入いたします。

ストック・オプションにつきましては、新株予約権100個（普通株式100,000株）に1個あたりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限として、ご決議頂いておりますが、今回の見直しにあたり、新株予約権の個数を50個に減じさせていただきます。

積立型退任時報酬は、職務執行の対価として、毎年各人の貢献に応じた金額を積み立て、取締役の退任時に累計額を算出し、支給額を取締役会で決定の上、支給する制度です。

今般の見直しにより、取締役の報酬は、本報酬枠の対象となる基本報酬、業績連動報酬である賞与および積立型退任時報酬と本報酬枠の対象外であるストック・オプションから構成されることとなります。

なお、本報酬枠には、従来どおり、使用人兼務取締役の使用人給与は含まないものといたします。現在の取締役は10名（うち社外取締役2名）ですが、第2号議案が原案どおり承認可決された場合、取締役は9名（うち社外取締役2名）となります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2011年3月30日開催の第85期定時株主総会において「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」につき、株主の皆様のご承認をいただきました。その後、内容を一部変更の上、2014年3月27日開催の第88期定時株主総会および2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、これを継続しております（継続後の対応方針を、以下「現対応方針」といいます）が、その有効期限は、本総会終結の時までとなっております。当社では、第91期定時株主総会においてご承認をいただいた後も、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上させる取り組みの一つとして、現対応方針の継続の是非につき検討してまいりました。その結果、本年2月14日開催の取締役会において、本総会における株主の皆様のご承認を条件に、現対応方針の一部を変更した上（変更後の対応方針を、「本対応方針」といいます）で、2023年3月開催予定の当社定時株主総会終結の時までを有効期限として、本対応方針を継続することを決定いたしました。つきましては、本対応方針の継続について、株主の皆様のご承認をお願いしたいと存じます。

<本対応方針の主な変更点>

- ・当社取締役会から大規模買付者に追加的な情報提供を求める場合の期限に上限（最初に情報を受領した日から起算して60日）を設定しました。
- ・大規模買付行為が企業価値・当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合の類型の一部を削除し、いわゆる東京高裁四類型および強圧的二段階買収に限定しました。
- ・特別委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧告を受けたことを踏まえて、あるいは同勧告の有無に関わらず、当社取締役会が株主意思を直接確認することが適切と判断したときには、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様のご承認を確認するものとししました。

記

I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましいと考えております。そして、当社の株主の在り方について、当社は、金融商品取引所への上場により株主は市場での自由な取引を通じて決まるものと考えておりますので、会社を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様全体の意思に基づき決定されるべきものと考えております。

しかしながら、当社株式の大規模な買付行為や買付提案の中には、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、株主が買付けの条件等について検討したり、当社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、買付者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買付者との交渉を必要とするもの等、株主共同の利益を毀損するものもあり得ます。このような大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でない判断します。

なお、2019年12月31日現在の大株主の状況は別紙1のとおりです。

Ⅱ. 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という2つの価値ある事業を通じて、1世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

【中期経営計画】

2017年度からスタートした第四次中期経営計画「^テイ^キゼン^ン2019」では、
≪災害の多発化・激甚化に備え 先進的防災事業を確立

社会や事業の安心・安全に貢献する！≫を目標に、

1. 重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
2. 基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
3. 公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
4. セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
5. 当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる

(1) 消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる業界No.1の地位を確立する

(2) 水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める

6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

その結果、原子力発電所に加え、コンビナートなど基幹産業向け民需防災市場は拡大、さらに空港を中心とするセキュリティビジネスにも営業基盤を築くことが出来ました。「官需防災」に加え「民需防災」は着実に発展しています。また、基盤事業である消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野におきましても、新たな商材開発などを進め、将来に向けて力強い進展が出来ました。「総合防災企業」として、当社の事業基盤は一層強固なものになっております。

2020年度からスタートする第五次中期経営計画「^テイ^イセ^ン2022」では、

≪先進的防災事業を確立・発展させ

多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から

社会や事業の安心・安全を守る！≫を目標に、

1. 大量送排水システムによる新たな市場開拓
基幹産業のBCP対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献
2. セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く
セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大
3. 防災特殊車輛ビジネスの確立
革新的な防災特殊車輛により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する
4. 当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる
消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる
業界No.1の地位を確保する
5. 消防ホース・防災車輛生産体制の刷新
6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマに向けて、グループ一丸となって取り組んでまいります。

首都直下地震、南海トラフ地震の脅威はますます高まり、また相次ぐ記録的豪雨や暴風などの異常気象は、毎年甚大な風水害被害を日本各地にもたらしています。巨大地震や気候変動は、社会の安全・安心に対し、大きな脅威となっています。さらに、テロをはじめとする特殊災害のリスクも世界的な拡がりを見せており、多様化・甚大化する災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっています。

当社は、最新鋭の機材による先進的防災事業を推し進め、納入先企業等と強固なパートナーシップを築き、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。

【コーポレートガバナンス（企業統治）の推進】

当社は、環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築・維持を経営上の重要な課題としており、株主をはじめとするステークホルダーの権利・利益を尊重し、法令・倫理の遵守、経営の透明性の向上、経営監督機能の強化など、コーポレートガバナンス（企業統治）の充実が持続的に

企業価値を高めることにつながるとの基本認識のもと、取締役会・監査役会ともども、その役割を果たしてまいり所存です。

Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

1. 本対応方針の目的

本対応方針は、前記Ⅰに述べた基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

本対応方針を運用するにあたっては、当社は、大規模買付行為が行われた際には、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保したり、買付者と交渉を行うことが、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えています。そのため当社は、本対応方針において、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます）を定めております。大規模買付ルールは、株主の皆様に対し、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をするための必要かつ十分な情報を提供するものであり、当社株主共同の利益に資するものであると考えます。

以上のような本対応方針の目的及び効果を踏まえ、当社は、後記6.（1）のとおり、本株主総会で承認されることを条件として本対応方針を継続することといたしました。

2. 本対応方針の対象となる当社株式の買付け

本対応方針の対象となる当社株式の買付けとは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社の株券等（注3）の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれも事前に当社取締役会が同意したものを除きます。また、市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下このような買付行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます）とします。

注1：特定株主グループとは、

- (i) 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）又は、
- (ii) 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含みます。）

を行う者及びその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）を意味します。

注2：議決権割合とは、

(i) 特定株主グループが注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。）も加算するものとし、）又は、

(ii) 特定株主グループが注1の(ii)の記載の場合は、当該買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

株券等保有割合及び各株券等所有割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）及び発行済株式の総数又はこれに準ずるものとして内閣府令で定める数（同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。）は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。

注3：株券等とは、

金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等又は同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

3. 大規模買付ルールの内容

大規模買付ルールとは、大規模買付者が事前に当社取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、それに基づき当社取締役会が当該大規模買付行為について評価検討を行うための期間を設け、かかる期間が経過した後に大規模買付行為が開始されるというものです。大規模買付ルールの概要は、以下のとおりです。

(1) 意向表明書の提出及び大規模買付情報の提供

ア 意向表明書の提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対し、株主の皆様の判断及び当社取締役会の評価検討のために必要かつ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます）を提供していただきます。

大規模買付情報の内容は、大規模買付行為の内容及び態様によって異なり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う旨の「意向表明書」を日本語でご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称及び住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先、提案する大規模買付行為の概要並びに大規模買付ルールに従う旨の誓約を記載していただきます。

イ 大規模買付情報の提供

当社は、前記アの意向表明書の受領後20営業日以内に、大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付し、大規模買付者は、当該リストにしたがい、大規模買付情報（外国語による情報については当該情報にその日本語訳を添付したもの）を当社に提供することとします。当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると当社取締役会又は後記（3）特別委員会が考える場合には、追加的に情報を提供するように最初の情報提供を書面にて受領した日から60日以内に求めることがあります。また、当社は、大規模買付行為の提案があった事実及び大規模買付情報の提供が完了した事実については速やかに開示し、また、当社取締役会に提供された大規模買付情報については、株主の皆様の判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部又は一部を公表いたします。なお、大規模買付情報の項目の一部は、以下のとおりです。

- ① 大規模買付者及び特定株主グループの概要（事業内容、資本構成、設立準拠法、当社及び当社グループ（以下「当社ら」といいます）の事業と同種事業についての経験の有無を含む）
- ② 大規模買付行為の目的、方法及び内容（買付対価の種類・価額、買付けの時期・方法その他の買付条件及びその適法性、関連する取引の仕組み、並びに買付け及び関連する取引の実現可能性を含む）
- ③ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡の有無及び意思連絡が存在する場合にはその内容
- ④ 買付対価の算定根拠及び買付資金の裏付け（資金の供与者の名称その他の概要、調達方法、関連する取引を含む）
- ⑤ 大規模買付行為完了後に意図する当社らの経営方針、事業計画、当社らの企業価値を持続的かつ安定的に向上させるための施策及び当該施策が当社らの企業価値を向上させる根拠
- ⑥ 当社らの従業員、取引先、顧客、地域社会その他の利害関係者と当社らとの関係に関し、大規模買付行為完了後に予定する変更の有無及びその内容

当社取締役会が大規模買付情報の追加的な提供を要請したにもかかわらず、大規模買付者から、当該情報の一部について提供が難しい旨の合理的な説明がある場合には、当社取締役会が求める大規模買付情報が全て揃わなくても、大規模買付者との情報提供に係る交渉を打ち切り、後記（2）の当社取締役会による評価検討を開始します。

(2) 当社取締役会による評価検討

当社取締役会は、大規模買付行為の評価検討の難易度に応じて、大規模買付者が当社取締役会に対して大規模買付情報の提供を完了した後（追加で大規模買付情報が提供された場合には当該追加の提供を完了した後）、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社株券等の全ての買付けの場合には60日間、その他の大規模買付行為の場合には90日間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成及び代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます）として確保されるべきものとします。但し、後記（3）の特別委員会の評価・検討期間が延長された場合には、特別委員会の勧告を受けて、延長された期間と同一期間を上限に延長することがありますが、その場合にはその旨公表いたします。そして、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるべきものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は、適宜必要に応じて外部専門家の助言を得ながら、提供された大規模買付情報を十分に評価検討し、当社取締役会としての意見を取りまとめ、公表します。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

(3) 特別委員会の関与

ア 特別委員会の設置

大規模買付ルールに則って一連の手の進行が行われたか否か、並びに大規模買付ルールが遵守された場合で当社企業価値及び当社株主共同の利益を守るために適切と考える一定の対抗措置を執るか否かについては、当社取締役会が最終的判断を行うこととなりますが、その判断の合理性、公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置いたします。特別委員会に係る規程の概要につきましては、別紙2をご参照ください。

特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、社外有識者（取締役又は執行役として経営経験豊富な者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）の中から選任されるものとします。現在の特別委員会委員である、社外監査役の松居 隆氏、補欠監査役の上浦種彦氏、杉本幸孝氏は、本対応方針継続後も引き続き特別委員会委員として就任する予定です（略歴は、別紙3に記載のとおりです）。

イ 特別委員会の権限

特別委員会は、大規模買付者に対し、提供された情報の内容が大規模買付情報として不十分であると判断した場合には、情報を追加的に提供するよう当社取締役会を通して求めることができます。

また、特別委員会は、当社取締役会からの対抗措置の発動の是非についての諮問を受けた日から原則として30日間が経過する日まで（取締役会評価期間中の期間とし、以下「特別委員会検討期間」といいます）に、大規模買付行為を評価・検討し、特別委員会としての意見をとりまとめ、当社取締役会に対して勧告を行います。なお、特別委員会が特別委員会検討期間満了時まで、対抗措置の発動の是非につき勧告を行うに至らない場合には、特別委員会は、大規模買付行為の内容の検討、当該大規模買付者との交渉、代替案の検討等に必要とされる30日を上限とする合理的な範囲内で、当該評価・検討期間を延長できるものとします（この延長がなされた場合には、前記（2）のとおり、取締役会評価期間も当該延長された期間を上限に延長することがあります）。取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重して、対抗措置の発動・不発動の決議を行います。

4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

（1）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合で、かつ当社の企業価値又は株主共同の利益を確保するために必要であるときには、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権無償割当ての実施等、会社法その他の法令及び当社定款が当社取締役会の権限として認める措置（以下「対抗措置」といいます）を執り、大規模買付行為に対抗することがあります。具体的な対抗措置については、その時点で相当と認められるものを選択することとします。

当社取締役会が具体的な対抗措置として、新株予約権無償割当てを実施する場合の概要は、別紙4「新株予約権無償割当ての概要」のとおりとします。また、その場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間、行使条件及び取得条項を設けることがあります。具体的には、大規模買付者及び特定株主グループに属さないことを行使条件とし、当社が大規模買付者及び特定株主グループに属さない者から当社株式と引き換えに取得できることを内容とする新株予約権を、大規模買付者が出現した後の一定の時点のすべての株主に対して無償にて割り当てます。

（2）大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説得を行う可能性は排除しないものの、原則として、大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案の内容及びそれに対する当社取締役会の意見、代替案をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと判断するときには、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記（１）と同様の対抗措置を執ることがあります。具体的には、以下の①から⑤の類型に該当すると認められる場合には、大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

- ① 真に当社の経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価を吊り上げて高値で株式を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）
- ② 当社の経営を一時的に支配して当社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者や特定株主グループ等に移譲させる目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合
- ③ 当社の経営を支配した後に、当社の資産を大規模買付者や特定株主グループ等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社の株式の買付けを行っている判断される場合
- ④ 当社の経営を一時的に支配して当社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株式の高価売り抜けをする目的で当社の株式の買付けを行っている判断される場合
- ⑤ 大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいう）など、株主の判断の機会又は自由を制約し、事実上、株主に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合（但し、部分的公開買付けであることをもって当然にこれに該当するものではない）

（３）対抗措置の発動の手続

本対応方針においては、前記（２）に記載のとおり大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置は執りません。一方、前記（２）に記載のとおり例外的に対抗措置を執る場合、及び前記（１）に記載のとおり対抗措置を執る場合には、その判断の合理性及び公正性を担保するために、まず当社取締役会に対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は大規模買付ルールが遵守されているか否か等を十分検討した上で対抗措置の発動の是非について勧告を行うものとしします。

当社取締役会は、対抗措置を執るか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとしします。

また、特別委員会から、対抗措置を発動するか否かにつき株主総会に諮るべきである旨の勧

告を受けた場合、当社取締役会は、株主総会の開催に要する時間等を勘案した上で、善管注意義務に照らし、株主意思を直接確認することが適切か判断するものとします。また、上記の場合にかかわらず、当社取締役会が株主意思を直接確認することが適切と判断したときには、当社取締役会は、取締役会評価期間内に、株主総会の招集を決議し、対抗措置発動の是非に関する株主の皆様の意思を確認するものとします。

(4) 対抗措置発動の停止等について

前記(3)において、当社取締役会が対抗措置を執ることを決定した後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行った場合など対抗措置の発動が適切でないとして当社取締役会が判断した場合には、特別委員会の助言、意見又は勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止又は変更等を行うことがあります。例えば、対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には、当社取締役会において、新株予約権無償割当てが決議され、又は新株予約権無償割当てが行われた後においても、その後、大規模買付者が大規模買付行為の撤回又は変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないとして取締役会が判断したときには、行使期間開始日までの間は、特別委員会の勧告を受けた上で、新株予約権無償割当て等の中止、又は新株予約権無償割当て後において、無償取得の方法により対抗措置発動の停止等を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止等を行う場合は、特別委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

5. 株主及び投資家の皆様に与える影響及び必要となる手続

(1) 大規模買付ルールが株主及び投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、当社株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を保障することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。従いまして、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行ううえでの前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、前記4.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否かにより大規模買付行為に対する当社の対応が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

(2) 対抗措置発動時に株主及び投資家の皆様に与える影響

当社取締役会は、当社企業価値及び当社株主共同の利益を守ることを目的として、前記の対抗措置を執ることがありますが、当社取締役会が対抗措置を執ることを決定した場合には、適用ある法令、金融商品取引所規則等に従って、適時適切な開示を行います。対抗措置の発動時においても、大規模買付者及び特定株主グループに属する株主以外の株主の皆様が法的権利又は経済的側面において格別の損失を被るような事態は想定しておりません。

対抗措置の一つとして新株予約権無償割当てを行う場合は、当社が当該新株予約権の取得の手続きを取ることにより、大規模買付者及び特定株主グループに属する株主以外の株主の皆様は、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による当該新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになりますので格別の不利益は発生しません。また、特別委員会の勧告を受けて、前記4.(4)にしたがい、当社取締役会が当該新株予約権無償割当ての中止又は割当てた新株予約権の無償取得（当社が新株予約権を無償で取得することにより、株主の皆様は新株予約権を失います）を行う場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんが、当該新株予約権無償割当てを受けるべき株主が確定した後に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主又は投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

大規模買付者や特定株主グループについては、大規模買付ルールを遵守しない場合や、大規模買付ルールを遵守した場合であっても大規模買付行為が当社の企業価値及び株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、対抗措置が執られることにより、結果的にその法的権利又は経済的側面において不利益が発生する可能性があります。

本対応方針の公表は、大規模買付者が大規模買付ルールに違反することがないように予め注意を喚起するものです。

(3) 対抗措置発動に伴って株主の皆様に必要な手続

対抗措置として新株予約権無償割当てを行う場合には株主の皆様は、引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また、当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払い込むことなく、当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。但し、当社は、新株予約権の取得に先立ち、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様ご自身が、大規模買付者及び特定株主グループに属する者ではないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めています。

対抗措置の発動に際しての手続の詳細については、実際に対抗措置を発動することとなった際に、適用ある法令及び金融商品取引所規則等に基づき開示いたします。

6. 本対応方針の適用開始、有効期限、廃止及び変更

- (1) 本対応方針は、2020年3月開催予定の本株主総会における承認を条件として継続することとし、有効期間は、2023年3月開催予定の定時株主総会の終結時までとします。今後の本対応方針の継続についても、今回の本対応方針の継続と同様に、当社の定時株主総会の承認を得ることとします。
- (2) 本対応方針は、前記(1)の有効期間中であっても、当社定時株主総会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合、又は、当社取締役会により本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。
- (3) 当社取締役会においては、会社法関係法令の改正、今後の司法判断の動向及び金融商品取引所その他の公的機関の対応等を踏まえ、当社企業価値及び当社株主共同の利益の維持及び向上の観点から、必要に応じて本対応方針を見直して参りたいと思います。本対応方針の変更については、法令等の改正に伴う軽微な変更を除き、速やかに株主の皆様にお知らせします。

Ⅳ. 対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を充足していること

本対応方針は、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足しています。

(2) 対抗措置の客観的発動条件の設定

当社の大規模買付行為に対する対抗措置は、後記(4)の特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

(3) 株主意思の重視

当社は、大規模買付ルールの制定について株主総会において株主の皆様のご承認をいただいております。また、大規模買付けルールの継続について、前記Ⅲ6(1)に記載のとおり、2020年3月開催予定の株主総会において株主の皆様のご承認をいただくことで、株主の皆様のご意向を反映するようしております。また、今後の大規模買付ルールの継続につきましても、前記Ⅲ6(1)に記載のとおり、一定の期間ごとに株主総会に議案を提出し、株主の皆様にお諮りする予定であります。これらに加えて、前記Ⅲ4(3)のとおり、当社取締役会は、株主意思を直接確認することが適切と判断した場合には、株主総会を開催し、対抗措置の発動

の是非についても株主の皆様の意思を確認することとされております。

(4) 第三者専門家の意見の重視と情報開示

前記Ⅲ 3 (3) のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対し対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対し対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

また、当社取締役会は、特別委員会に対する諮問のほか、大規模買付者の提供する大規模買付情報に基づいて、外部専門家の助言を得ながら、大規模買付者及び当該大規模買付行為の具体的内容並びに大規模買付行為が当社企業価値及び当社株主共同の利益に与える影響を検討するものとします。

当社取締役会の判断の概要については株主の皆様に情報開示をすることとされており、当社の企業価値・株主共同の利益に適うように本対応方針の透明な運営が行われる仕組みが確保されています。

(5) デッドハンド型やスローハンド型買収防衛策ではないこと

前記Ⅲ 6 に記載したとおり、本対応方針は、当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交替させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、スローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交替を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する防衛策）でもありません。

当社株式の状況 (2019年12月31日現在)

1. 発行可能株式総数 97,600,000株
2. 発行済株式の総数 27,218,400株
3. 株主数 15,697名
4. 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,587千株	6.03%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,295	4.93
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,290	4.90
丸 紅 株 式 会 社	1,200	4.56
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	936	3.56
ブリティッシュ エンパイア トラスト ピーエルシー	826	3.14
西 松 建 設 株 式 会 社	800	3.04
株 式 会 社 モ リ タ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	790	3.00
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	598	2.27
ビービーエイチ ファイデリティ ピューリタン ファイデリティ シリーズ インタリンシツク オポチユニティズ ファンド	550	2.09

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. 当社は自己株式943,425株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
3. 持株比率は自己株式(943,425株)を控除して計算しております。
4. 2019年11月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッドが2019年11月12日現在で1,361千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

以 上

特別委員会規程の概要

1. 設置

特別委員会は、当社取締役会の決議により設置される。

2. 構成員

特別委員会は、当社取締役会により委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者（取締役又は執行役として経営経験豊富な者、投資銀行業務に精通する者、弁護士、公認会計士、税理士、会社法等を主たる研究対象とする学識経験者など）の3名以上で構成される。

3. 任期

特別委員会の委員の任期は、当社取締役会の決議によって定める。

4. 決議要件

特別委員会の決議は、特別委員の過半数が出席し、その3分の2以上をもってこれを行うものとする。

5. 決議事項

特別委員会は、原則として、当社取締役会の諮問がある場合には、これに応じ、以下の各号に記載された事項について決定し、理由を付してその決定の内容を当社取締役会に勧告するものとする。なお、特別委員は、当該決定にあたっては、企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うことを要し、専ら自ら又は当社取締役の個人的利益を図ることを目的としては行わないものとする。

- ① 大規模買付者及び当社取締役会が特別委員会に提供すべき情報と提供期限
- ② 取締役会評価期間及び特別委員会検討期間の延長
- ③ 大規模買付行為が当社企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するか否か
- ④ 対抗措置の発動・停止等
- ⑤ 本対応方針の変更
- ⑥ その他本対応方針に関連し、当社取締役会が諮問した事項

6. 専門家等の助言

特別委員会は、適切な判断を確保するために、上記判断に際して、必要かつ十分な情報収集に努めるものとし、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。

以上

特別委員会の委員の略歴

本対応方針における特別委員会の委員は、引き続き以下の3名を予定しています。

松 居 隆

1980年4月 安田火災海上保険(株)入社
2010年4月 (株)損害保険ジャパン執行役員人事部長
2012年4月 同社常務執行役員
2012年6月 同社取締役常務執行役員
2013年4月 同社取締役常務執行役員信越本部長
兼日本興亜損害保険(株)常務執行役員信越本部長
2014年4月 (株)損害保険ジャパン常務執行役員信越本部長
兼日本興亜損害保険(株)常務執行役員信越本部長
2015年4月 損保ジャパン日本興亜保険サービス(株)代表取締役社長
2019年3月 当社社外監査役(現任)

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

※同氏を選任した理由は、他社における企業経営の実績・経験から、特別委員会の委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

※当社は、同氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

上 浦 種 彦

1958年4月 (株)富士銀行入社
1989年2月 同行取締役小舟町支店長
1991年3月 昭栄(株)代表取締役社長
2001年3月 同社代表取締役会長
2005年3月 同社相談役
2007年3月 同社顧問
2007年3月 当社補欠監査役(現任)

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

※同氏を選任した理由は、他社における企業経営の実績・経験から、特別委員会の委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

杉 本 幸 孝

1964年4月 弁護士登録
1974年4月 杉本・柳川・奥山法律事務所開設
1985年10月 東京丸の内法律事務所開設 代表
2006年12月 杉本法律事務所開設 代表(現任)

※同氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

※同氏を選任した理由は、弁護士としての見識・経験から特別委員会の委員としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたしました。

以 上

新株予約権無償割当ての概要

1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主
当社取締役会で定める割当てについての基準日（以下「割当基準日」という）における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有する当社普通株式（但し、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき2個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。
2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数
新株予約権の目的である株式の種類は、当社普通株式とし、新株予約権1個あたりの目的である株式の数は1株とする。但し、当社が株式分割又は株式併合を行う場合は、所要の調整を行うものとする。
3. 株主に割当てる新株予約権の総数
新株予約権の割当総数は、当社取締役会が定める割当基準日における当社普通株式の発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式の総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた株式数を上限として、当社取締役会が定める数とする。当社取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。
4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産及びその価額
各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は、1円以上で当社取締役会が定める額とする。
5. 新株予約権の譲渡制限
新株予約権の譲渡による当該新株予約権取得については、当社取締役会の承認を要することとする。
6. 新株予約権の行使条件・取得条項
大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主全体の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。以下「新株予約権の行使が認められない者」という）に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。また、この行使条件のために新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがあり、当該取得に関する条項は、当社取締役会にて別途定めるものとする。
7. 新株予約権の行使期間等
新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会にて別途定めるものとする。

以上

第6号議案 退任取締役に対する退職功労金贈呈の件

本総会終結の時をもって、任期満了により取締役を退任いたします飯田時章氏は、1993年3月当社入社後、25年間の代表取締役在任期間を通じ、傑出した経営手腕を発揮、繊維事業から防災事業への業態転換により、恒常的な赤字体質であった当社の再建を成し遂げました。さらに、防災事業における数々の営業基盤を確立させ、収益力・財務体質を飛躍的に高め、配当水準を大幅に改善、結果株価も大きく上昇するなど企業価値向上に極めて多大な貢献を果たしました。将来に亘り安定した事業基盤が築かれております。同時に、これらの功績を通じた社会貢献も顕著であります。

つきましては、飯田時章氏の功績と在任中の労に報いるため、2012年3月29日開催の第86期定時株主総会において打切り支給のご承認をいただいた退職慰労金とは別に、退職功労金として、当社株式120,000株に相当する金銭（東京証券取引所における2019年12月末時点での当社普通株式の終値換算）を贈呈したいと存じます。

なお、贈呈の時期および方法等につきましては、取締役会にご一任いただきたいと存じます。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
飯田時章 <small>い い だ と き あ さ</small>	1993年3月 当社取締役副社長
	1995年3月 当社代表取締役社長
	2012年3月 当社代表取締役会長CEO

<株主提案（第7号議案および第8号議案）>

第7号議案および第8号議案は、株主さまからのご提案によるものであります。

取締役会としては、後述のとおりいずれの株主提案にも反対いたします。

なお、議案の要領および提案の理由は、事前に提案株主さまの承諾を得た、事務手続上の理由に基づく配当金支払開始日の修正を除き、原文のまま記載しております。

第7号議案 剰余金の処分の件

(1) 議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、第94期定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

① 配当財産の種類

金銭

② 1株当たり配当額

金76円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し同定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（同定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金76円）

③ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記②の1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額2019年12月31日現在の当社発行済普通株式総数（自己株式を除く）を乗じて算出した金額）

④ 剰余金の配当が効力を生ずる日

本定時株主総会の日の翌営業日

⑤ 配当金支払開始日

2020年4月17日

(2) 提案の理由

当社の連結貸借対照表上の現金及び預金並びに有価証券の合計額は、過去5年間で年間平均約14%増加しており、2019年9月30日時点では、当社の連結貸借対照表上の現金及び預金並びに有価証券の合計額は資産合計の約37%に相当します。このように、多額の現金を設備又は事業への投資等に活用せず、過大な内部留保を有することは、当社が資産を有効に活用できていないことを示しています。

当社は、豊富なフリー・キャッシュ・フロー(当期純利益+減価償却費-運転資本の増加額-減価償却費から推計される事業維持のための設備投資額により計算されます。)を生み出す、強固で収益性の高いコア事業を有していますが、事業により獲得したフリー・キャッシュ・フローは以下の4つの使途に活用することが可能です。①資本投資又はM&Aなどの成長投資、②有利子

負債の返済、③配当又は自己株式取得による株主還元、④現預金として内部留保を蓄積する。

当社が選択してきたのは④ですが、これは、バランスシートを肥大化させ、企業価値を失う選択であるといえます。

提案者は、直近の5年間で当社が約150億円のフリー・キャッシュ・フローを創出したと推計していますが、当社では、この5年間で、約30億円を成長投資に、また約40億円を株主への配当に用いており、約80億円が価値を生み出さないまま現預金として保有されています。このように、過去5年間のフリー・キャッシュ・フローの44%しか生産的な使途に配分されておらず、残額は価値を生み出さないまま、貸借対照表上に計上されています。

提案者と当社の間で事前に行われた株主還元に関する協議における当社の消極的な反応は、資本効率に対する当社の戦略性の欠如及び誤解があることを示しています。「企業の存続・発展のために、内部留保の拡充は不可欠」、「盤石な財務基盤は、防災事業を中核に据えて成長を目指す当社にとって、事業展開への活用や社会的信用の維持についての貴重な裏付け」等の根拠のない曖昧な反応は、当社が貸借対照表を適切に管理するという原則を実行することを保証するものではありませんし、また、当社の最適な現金残高の水準を明確にするものでもありません。

提案者は、当社による成長分野への投資や付加価値を生み出すM&Aの実施に賛同しており、当社は、それを実行するための健全な財務基盤を構築してきたと考えています。しかし、キャッシュの蓄積をこれ以上継続する正当な理由はなく、当社の強固な財務状況からしても、株主に対してより高いリターンをもたらすように活用されるべきです。

当社の配当は1株当たり40円、配当性向は26%と予想されていますが、この配当では上記の問題を深刻化させるだけです。そこで、当社の企業価値がこれ以上失われる前にキャッシュの比率を下げるため、提案者は、1株当たり76円、配当性向を50%とする剰余金の処分の実施を提案します。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

企業の存続・発展のために、内部留保の拡充は不可欠であると考えております。多発化する自然災害および気候変動は、社会および環境の大きな脅威となっております。さらに、世界的規模で人の移動が活発化する中、テロやパンデミックなど特殊災害のリスクも大きな高まりを見せています。環境は激変し、多様化・多発化・激甚化する災害が世界各地で甚大な被害を発生させています。

我が国でも、首都直下地震や南海トラフ地震などの巨大地震の脅威はますます高まり、毎年相次ぐ記録的な大雨や暴風は、洪水や高潮などによる被害をもたらす、国民生活や企業活動に大きな混乱を生じさせています。

当社は、本年度からスタートする第五次中期経営計画「^{ファイブ}帝国^{繊維}2022」において、「先進的

防災事業を確立・発展させ、多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から「社会や事業の安心・安全を守る！」を目標として掲げ、災害への対策・備えに積極的に貢献することを通じ、当社の防災事業を持続的に成長させてまいります。

ご指摘いただいている現金同等物（約210億円）は、事業継続のための手許資金（月商3ヶ月分程度として約90億円）のほか、新中期経営計画を実行に移すために本年度中の稼働開始を予定している新システムの開発（約15億円）、車輛工場用地の取得（約20億円）、設備新設・移転（約25億円）、鹿沼におけるホース工場の増設（約15億円）並びに、今後の事業拡大に向けた車輛・ホース工場の設備投資（数十億円規模）に活用する予定です。さらには、持続的成長のための海外の最新鋭・最先端の商材獲得、人材の確保、M&Aおよび保有不動産の再開発などにも活用してまいります。

当社の事業活動により災害に対する対策・備えに貢献するためには、長期に亘る永続的な設備投資等の取り組みが必須となります。当社は内部留保を長期的な視点に立ち活用し、事業を深化・充実・拡大させることで、社会の安心・安全に貢献し、今後とも企業としての持続的な成長を目指してまいります。

こうした状況からしますと、当社が過大な内部留保を有するとか、資産を有効に活用できていないということには当たらないと考えております。

当社は、これまで収益力を持続的に強化させ、長期安定的に業績を伸長させていくため、そのような今後の展望も踏まえた配当を行うことを基本方針としてまいりました。その都度の業績に応じて直ちに配当額を変動させるのではなく、業績の上下が生じたとしても安定的に配当を引き上げていくことを方針としており、過去10年の間に普通配当を15円から40円に順次引き上げ、この間2回の記念配当・特別配当も実施し、株主還元を努め、株主の皆さまのご期待に応えてまいりました。このような方針の下、第94期定時株主総会に対しては、会社提案として、第四次中期経営計画「^{テイモン}帝国繊維2019」が、成功裡に完遂できたことを踏まえ、特別配当金5円を実施し、当社普通株式1株につき金45円（うち、普通配当金40円、特別配当金5円）とする剰余金処分議案を提出させていただきました。

第8号議案 自己株式の取得の件

(1) 議案の要領

会社法第156条第1項の規定に基づき、本定時株主総会終結の時から1年以内に、当社普通株式を株式総数1,200,000株、取得価額の総額金2,000,000,000円（ただし、会社法により許容される取得価額の総額（会社法461条に定める「分配可能額」）が、当該金額を下回るときは、会社法により許容される取得額の上限額）を限度として、金銭の交付をもって取得することとする。

(2) 提案の理由

当社が2019年9月30日時点で保有する現金及び預金並びに有価証券並びに当社が保有するヒューリック株式等の投資有価証券の合計額は、当社の総資産の約70%に相当する額に達しませんが（連結貸借対照表上の資産合計に対して、ヒューリックの株式は約30%、現金及び預金並びに有価証券は約37%、その他の投資有価証券は約3%を占めています。）。提案者は、これらの資産が1%という極めて低いROE（資本利益率）の原因になっていると推測しています。また、これらの資産は、当社のROE（自己資本利益率）を7%に引き下げており、このROEは、2014年8月に公表されたいわゆる「伊藤レポート」が最低限コミットすべきであった8%のROEを下回り、提案者が推定した当社の資本コストを下回っています。当社の低いROEは企業価値を損なっており、当社が質の高い事業を有しているにもかかわらず、PBR（株価純資産倍率）が1.2倍でしかない理由を端的に示しています。当社は15%を超えるROEを達成することができ、その場合にはPBRが劇的に改善することになると考えられます。

なぜ、当社が連結貸借対照表上の資産の30%に相当する資産を、関連性のない非中核的な「戦略的投資」であるヒューリック株式に配分してきたのか大いに疑問であると言わざるを得ません。当社は、これまで、取引関係が企業価値を高めること、当社の不動産を共同で開発する可能性があること、ヒューリックが開発した不動産に当社が防災設備を導入することを促進できることなどを曖昧に説明するにとどまり、説得力のある正当な理由を提示してきませんでした。想定される利益とリスクあるいは資本コストに関連するリターンを定量化しないことは、「取締役会で、個別の政策保有株式について、保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を具体的に精査し、保有の適否を検証するとともに、そうした検証の内容について開示すべきである」と規定するコーポレートガバナンス・コードの原則1-4.を無視するものです。

定量的な根拠がない場合、ヒューリックとの取引関係から得られる利益が2019年12月31日時点の当社のヒューリック株式の価値に相当する230億円の資本配分を正当化するとは考えられません。当社は、取引関係からの利益を維持しながらも、保有するヒューリックの株式の数を大幅に減少することが可能です。

提案者は、貸借対照表上の資産の不適切な配分を減らし、ROEを改善するため、株式総数1,200,000株、取得価額の総額金2,000,000,000円を限度（2020年1月17日の当社株式の終

値で換算すると、発行済株式の3.3%に相当)とする自己株式の取得を提案します。この取得資金の調達方法については取締役会が適切に検討の上で判断すべきですが、2,000,000,000円の自社株式の取得に必要な資金は、当社が保有するヒューリック株式のわずか10%を売却することにより調達可能です。

【当社取締役会の意見】

取締役会としては、本議案に反対いたします。

企業の存続・発展のために、内部留保の拡充は不可欠であると考えております。当社は、今後の防災事業への需要拡大や進展に積極的に対応を進めることはもとより、防災市場の特殊性として需要家から求められる当社自身の供給等の安定性と社会的信用の維持に努め、長期的な視点に立ち、当社の防災事業を持続的に成長させることを目指してまいります。

盤石な財務基盤は、このような防災事業を中核に据えて成長を目指す当社にとって、事業活動の展開や社会的信用の維持の観点からして不可欠の裏付けとなるものです。

ヒューリック株式の時価は、同社経営陣の経営の成果によって株価が大きく伸長したことによるもので、当社の事業を通じ獲得された資金を投入した投資は行っておりません。当社にとって危機対応時の備えとして、また今後の成長への事業展開に活用することを予定しています。

現在、同社をパートナーとして、当社保有不動産にかかわる大規模再開発プロジェクトを進行させております。同社の不動産に関する知見を活かし、事業化を目指しております。本プロジェクトは、当社にとり長期安定的な収益が期待でき、また防災機能を備える等の構想から、当社の新たな事業領域獲得の布石と期待しており、当社の企業価値向上に資するものと考えております。本プロジェクトの資金としても、同社株式は活用できるものと考えております。

さらに、当社が都心部を中心に展開する不動産物件等への防災対策への取組みから不動産事業のBCP対策への取組みを推進し、新たな事業展開を図ってまいります。

こうした取り組みについては、短期的に成果が現れるという性質のものではなく、長期視点に立って評価をすることが必要です。

当社は、益々重要性が増してきている防災事業において、新たな市場開拓、事業領域拡大により、持続的な収益力拡大を通じ、長期安定的な企業価値向上を目指してまいります。当社には、25年前の阪神・淡路大震災以降、防災事業を中核として企業価値を拡大させてきた歴史と実績があります。当社は、自然災害および気候変動の脅威が高まる今日、さらなる発展を果たすことで、株主をはじめとする皆様のご期待に応えて参りたいと考えております。

以 上

事 業 報 告 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、堅調な企業収益を背景に雇用環境の改善が続くなど景気は緩やかな回復基調を維持しました。しかしながら、長期化する米中貿易摩擦や中東情勢の影響などにより、世界経済は一段と減速感を高めております。

防災事業の分野では、2018年の西日本豪雨、台風21号につづき、2019年においても台風15号、台風19号は東日本の広範な地域に甚大な風水害被害をもたらしました。相次ぐ記録的な豪雨や暴風は、河川の氾濫、土砂災害および長期に亘る大規模停電などにより、国民生活、企業活動に大きな混乱を生じさせています。さらには、各地で局所的な地震が頻発しており、首都直下地震、南海トラフ地震による脅威もますます高まっています。また、世界各地でテロが発生する中、多くの人命が奪われ、テロをはじめとする特殊災害のリスクが世界的な拡がりを見せるなど、東京オリンピック・パラリンピックを控え、災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっております。

繊維事業の分野では、リネン（麻）につきましては、麻素材が市場に定着し、天然繊維としての良さが再評価されていることもあり、順調に売上を伸ばしつつあります。また、耐熱、耐切創、高強度など優れた機能の特徴とする高機能繊維につきましては、防護服分野を中心に新規商材の開発が進展しつつあります。

2017年度からスタートした第四次中期経営計画「^テ^イ^キ^ン帝国繊維2019」では、

「災害の多発化・激甚化に備え 先進的防災事業を確立

社会や事業の安心・安全に貢献する！」を目標に、

1. 重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
2. 基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
3. 公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
4. セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
5. 当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
 - (1) 消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる業界No.1の地位を確立する
 - (2) 水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでまいりました。

この間、原子力発電所に加え、コンビナートなど基幹産業向け民需防災市場は拡大、さらに空港を中心とするセキュリティビジネスにも確固たる営業基盤を築くことが出来ました。「官需防災」に加え「民需防災」も着実に発展しています。また、基盤事業である消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野におきましても、新たな商材開発などを進め、ゆるぎない市場地位を確保しつつあります。「総合防災企業」として、当社の事業基盤は一層強固なものになっております。

その結果、当連結会計年度の売上高は353億9千3百万円（前期比19.3%増）、営業利益は56億1千2百万円（同25.4%増）、経常利益は61億9千6百万円（同24.1%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は42億5千7百万円（同25.1%増）となりました。

事業のセグメント別の業績は、次のとおりです。

防災事業

防災事業の分野では、原子力発電所やコンビナートなど大手民間企業向け大型防災資機材や空港向けセキュリティ機材のマーケットが順調に拡大し業績に貢献している他、救助工作車、空港化学消防車の拡販も堅調に推移し、売上高で282億3千5百万円と前期に比べ67億4千9百万円増加しました。

多発化する自然災害や気候変動は、社会の大きな脅威となっています。さらに、テロやパンデミックなどの特殊災害のリスクも高まりを見せており、多様化・激甚化する災害に対する官民挙げての防災体制の確立がますます重要となっています。

当社は、最新鋭の機材による先進的防災事業を推し進め、社会や事業の安心・安全に貢献してまいります。

繊維事業

繊維事業では、官公庁向け繊維資材の売上が減少した結果、売上高で65億9千8百万円と前期に比べ10億4千7百万円減少しました。

また、創業以来の事業であるリネン（麻）につきましても、素材ビジネスの拡充に努めてまいります。

不動産賃貸事業・その他

不動産賃貸事業・その他は、順調に推移しており、売上高で5億5千9百万円となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は5億2千4百万円で、主として鹿沼工場のホース生産設備の増強と新基幹システムの初期構築に係る投資などを行いました。

これらの設備投資に必要な資金は自己資金によりまかなっております。

(3) 対処すべき課題

今年度（2020年度）からスタートする第五次中期経営計画「帝国繊維2022」では

◀ 先進的防災事業を確立・発展させ
多発化・激甚化する自然災害・気候変動による脅威から
社会や事業の安心・安全を守る！ ▶

を目標に、以下のテーマを推進してまいります。

1. 大量送排水システムによる新たな市場開拓
基幹産業のBCP対策、国土交通省・自治体による水害対策への貢献
2. セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く
セキュリティビジネスにおける商材開発強化と空港を足掛かりとする市場拡大
3. 防災特殊車輛ビジネスの確立
革新的な防災特殊車輛により、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献する
4. 当社事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる
消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる
業界No.1の地位を確保する
5. 消防ホース・防災車輛生産体制の刷新
6. 収益力の持続的強化を目指す

【大量送排水システムによる新たな市場開拓】

近年、スーパー台風や記録的な大雨により、甚大な水害被害が日本各地で発生しています。洪水や高潮などによる被害の最小化は、国・地方自治体・企業が取り組むべき共通の課題となっています。大量送排水システム（ハイドロサブシステム）による新たな市場を開拓し、水害対策に貢献してまいります。優れた商材と強力な営業力(体制)で、市場席捲を目指します。

【セキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓く】

爆物検知器やボディスキャナーなどにより、空港向けセキュリティビジネスは大きく発展いたしました。テロは世界的な拡がりを見せており、訪日外国人旅行者も大きく増加しています。セキュリティ商材の開発を強化し、空港を足掛かりとして、その先にある膨大なポテンシャルを秘めたセキュリティビジネスの新たなフロンティアを切り拓いてまいります。

【防災特殊車輛ビジネスの確立】

多発化・激甚化する災害に備えるための消防・企業の防災対応力強化に対し、水利確保・水害対策用車輛や救助工作車を中心とした革新的な防災特殊車輛の開発・拡販をもって、消防防災・産業防災の装備刷新・充実に貢献してまいります。

【当事業の基盤である足元の事業を固め、一層磨き上げる】

消防防災を対象とする消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服は、当社防災事業の根幹をなす事業基盤です。技術を磨き、新たな商材を投入し、業界No.1の地位を確固たるものにすることを目指します。市町村消防の広域化、緊急消防援助隊の増設と機動力の強化など、消防防災の役割拡大・機能強化に貢献することを目指してまいります。

【消防ホース・防災車輛生産体制の刷新】

消防ホース・防災車輛の生産にかかわる人材・設備・生産技術に磨きをかけ、商品開発力向上・品質改善・コスト低減を進めてまいります。事業の発展を支える生産体制の刷新・高度化が緊急の課題であり、これを推進してまいります。

当社グループは、防災事業の社会的使命と責任をしっかりと受け止め、創業以来の社是である「社会の安全と生活文化の向上」への貢献を通じて、その負託に応えてまいります。

何卒株主の皆さまにおかれましては、今後とも変わらぬご支援・ご鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

(4) 財産および損益の状況

① 企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2016年12月期)	第 92 期 (2017年12月期)	第 93 期 (2018年12月期)	第 94 期 (当連結会計年度) (2019年12月期)
売 上 高 (百万円)	25,058	25,629	29,656	35,393
経 常 利 益 (百万円)	3,683	4,233	4,994	6,196
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,392	2,883	3,403	4,257
1 株当たり当期純利益 (円)	91.41	109.99	129.63	162.02
総 資 産 (百万円)	57,777	64,700	62,134	72,479
純 資 産 (百万円)	43,897	49,089	47,517	55,157
1 株当たり純資産額 (円)	1,662.43	1,854.49	1,787.53	2,070.68

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当連結会計年度の期首から適用しており、第93期（2018年12月期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

② 当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 91 期 (2016年12月期)	第 92 期 (2017年12月期)	第 93 期 (2018年12月期)	第 94 期 (当事業年度) (2019年12月期)
売 上 高 (百万円)	18,413	19,251	23,110	26,233
経 常 利 益 (百万円)	3,118	3,627	4,182	5,165
当 期 純 利 益 (百万円)	2,054	2,508	2,892	3,609
1 株当たり当期純利益 (円)	78.49	95.69	110.17	137.36
総 資 産 (百万円)	51,479	58,346	54,823	64,567
純 資 産 (百万円)	39,466	44,280	42,200	49,193
1 株当たり純資産額 (円)	1,493.19	1,671.14	1,585.18	1,843.69

(注) 1. 1株当たり当期純利益は期中平均発行済株式総数（自己株式控除後）により、1株当たり純資産額は期末発行済株式総数（自己株式控除後）により算出しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を当事業年度の期首から適用しており、第93期（2018年12月期）に係る総資産については、当該会計基準を遡って適用した後の数値となっております。

(5) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	議決権比率	主要な事業内容
帝 商 株 式 会 社	85百万円	100%	消防ホース・防災機器・防災車輛の 販売、設計設備工事ならびに繊維製 品の製造販売
キンパイ商事株式会社	50	100	消防ホース・防災機器・防災車輛の 販売、設計設備工事ならびに繊維製 品の製造販売
テイセン産業株式会社	123	100	重布、布帛、繊維製品の縫製加工販 売、保険代理業
株式会社テイセンテクノ	30	100	防災車輛・機器の製造、保守

(6) 主要な事業内容 (2019年12月31日現在)

事 業		主 要 な 製 品 お よ び 事 業
防 災 事 業	ホ ー ス	消防ホース (キンパイホース) 消防用ホース・消火栓用ホース・送水用ホース・大口徑 ホースなど
	防 災 資 機 材	救助器具・探索機器・警報器具・CBRNE関連機器など
	車 輛	救助工作車・その他特殊車輛など
	消 防 被 服 ・ 防 護 服	防火衣・救助服・防護服など
織 維 事 業	麻 糸 製 品 (糸 ・ 生 地)	純麻糸・織物 (テイセンリネン) 麻テトロン混紡糸・織物 (リネトロン) ・その他混紡糸など
	特 殊 機 能 織 維 製 品	高強力・難燃繊維 (アラミド繊維) 導電性繊維 (エレクティ) など
不 動 産 賃 貸 事 業 ・ そ の 他		大垣・鹿沼ショッピングセンターなどの不動産賃貸事業、その他

(7) **主要な営業所および工場** (2019年12月31日現在)

当社

本 社

東京都中央区日本橋二丁目5番1号

鹿沼工場

栃木県鹿沼市府所本町197番地

子会社

帝商株式会社

東京都千代田区神田須田町一丁目16番5号

キンパイ商事株式会社

大阪市淀川区西宮原二丁目1番3号

テイセン産業株式会社

東京都中央区日本橋小網町18番6号

株式会社テイセンテクノ

栃木県鹿沼市府所本町197番地

(8) **使用人の状況** (2019年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
324 (89) 名	11名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
150 (57) 名	3名増 (2名減)	40.6歳	13.0年

(注) 使用人数は就業人員であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しておりません。

(9) **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

特記すべき事項はありません。

2. 会社の株式に関する事項 (2019年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 97,600,000株
 (2) 発行済株式の総数 27,218,400株 (自己株式943,425株を含む)
 (3) 株 主 数 15,697名
 (4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
損 害 保 険 ジ ャ パ ン 日 本 興 亜 株 式 会 社	1,587千株	6.03%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	1,295	4.93
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	1,290	4.90
丸 紅 株 式 会 社	1,200	4.56
ヒ ュ ー リ ッ ク 株 式 会 社	936	3.56
ブ リ テ ィ ッ シ ュ エ ン パ イ ア ト ラ ス ト ピ ー エ ル シ ー	826	3.14
西 松 建 設 株 式 会 社	800	3.04
株 式 会 社 モ リ タ ホ ー ル デ ィ ン グ ス	790	3.00
み ず ほ 信 託 銀 行 株 式 会 社	598	2.27
ビ ー ビ ー エ イ チ フ ィ デ リ テ イ ピ ュ ー リ タ ン フ ィ デ リ テ イ シ リ ー ズ イ ン ト リ ン シ ッ ク オ ポ チ ユ ニ テ ィ ズ フ ァ ン ド	550	2.09

- (注) 1. 持株数は千株未満を、持株比率は小数点第3位以下を、切り捨てて表示しております。
 2. 当社は自己株式943,425株を保有していますが、上記大株主からは除いております。
 3. 持株比率は自己株式(943,425株)を控除して計算しております。
 4. 2019年11月15日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、アセット・バリュー・インベスターズ・リミテッドが2019年11月12日現在で1,361千株を保有している旨が記載されておりますが、当社として当事業年度末日における実質保有株式数の確認ができていないため、上記大株主には含めておりません。

(5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

当事業年度末日における新株予約権の状況（2019年12月31日現在）

	第1回新株予約権（株式報酬型）	第2回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2013年3月28日	2014年3月27日
新株予約権の数	95個	88個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 95,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式 88,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
行使期間	2013年4月13日から 2043年4月12日まで	2014年4月12日から 2044年4月11日まで
1株当たり払込金額	573円	1,060円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 70個	新株予約権の数 73個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 70,000株 保有者数 5人	目的となる株式の数 73,000株 保有者数 5人
	第3回新株予約権（株式報酬型）	第4回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2015年3月26日	2016年3月30日
新株予約権の数	91個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 91,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
行使期間	2015年4月11日から 2045年4月10日まで	2016年4月15日から 2046年4月14日まで
1株当たり払込金額	1,355円	1,146円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況	新株予約権の数 75個	新株予約権の数 76個
取締役 (社外取締役を除く)	目的となる株式の数 75,000株 保有者数 5人	目的となる株式の数 76,000株 保有者数 5人

	第5回新株予約権（株式報酬型）	第6回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2017年3月30日	2018年3月29日
新株予約権の数	98個	98個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき1,000株)	当社普通株式 98,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
行使期間	2017年4月21日から 2047年4月20日まで	2018年4月14日から 2048年4月13日まで
1株当たり払込金額	1,331円	1,596円
1株当たり行使価額	1円	1円
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 76個 目的となる株式の数 76,000株 保有者数 5人	新株予約権の数 89個 目的となる株式の数 89,000株 保有者数 7人

	第7回新株予約権（株式報酬型）
発行決議日	2019年3月28日
新株予約権の数	100個
目的となる株式の種類と数	当社普通株式 100,000株 (新株予約権1個につき1,000株)
行使期間	2019年4月13日から 2049年4月12日まで
1株当たり払込金額	2,010円
1株当たり行使価額	1円
役員の保有状況 取締役 (社外取締役を除く)	新株予約権の数 100個 目的となる株式の数 100,000株 保有者数 8人

(注) 監査役が保有する新株予約権はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等 (2019年12月31日現在)

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	飯 田 時 章	最高経営責任者 (CEO)
代表取締役社長	白 岩 強	最高執行責任者 (COO)
取締役副社長	香 山 学	経営全般 繊維事業全般
常務取締役	榭 谷 徹	防災事業全般 防災統括部長
常務取締役	小 田 原 芳 樹	商材開発および特命による防災事業営業 防災開発部長
常務取締役	岡 村 建	経営企画部長
取締役	片 野 恭 秀	防災開発部部長
取締役	中 尾 徹	防災統括部市場開発グループ部長
取締役	高 木 裕 康	東京丸の内法律事務所パートナー
取締役	深 澤 正 宏	安田不動産株式会社相談役
常勤監査役	横 山 良 二	
監査役	小 林 元	ヒューリック株式会社取締役専務執行役員 総合企画部長
監査役	松 居 隆	

- (注) 1. 取締役高木裕康氏および深澤正宏氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役小林元氏および松居隆氏は、社外監査役であります。
 3. 当事業年度中における役員の地位および担当等の異動は次のとおりであります。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
岡 村 建	取締役 経営企画部長	常務取締役 経営企画部長	2019年3月28日

4. 当社は、取締役高木裕康氏、深澤正宏氏および監査役小林元氏、松居隆氏の4氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 5. 当社と各社外役員とは、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、社外役員が職務を行うにつき善意でかつ重過失がないときは、会社法第425条第1項に定める額を限度とする責任限定契約を締結しております。

(2) 事業年度中に退任した取締役および監査役

氏名	退任日	退任理由	退任時の地位・担当および重要な兼職の状況
西浦三郎	2019年3月28日	辞任	社外監査役 ヒューリック株式会社代表取締役会長

(3) 取締役および監査役の報酬等の額

区分	支給人員	支給額
取締役 (社外取締役)	10名 (2名)	864,983千円 (10,500千円)
監査役 (社外監査役)	5名 (4名)	38,300千円 (8,200千円)
合計 (社外役員)	15名 (6名)	903,283千円 (18,700千円)

- (注) 1. 上記には2019年3月28日開催の第93期定時株主総会終結の時をもって退任した社外監査役2名を含んでおります。
2. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
3. 取締役の報酬枠は、2019年3月28日開催の第93期定時株主総会において年額600百万円以内(うち社外取締役分12百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を除く。)と決議いただいております。また別枠で、2013年3月28日開催の第87期定時株主総会において、ストック・オプション報酬額として、新株予約権100個(普通株式100,000株)に1個当たりの公正な評価額を乗じた金額を年額の上限とするとの決議をいただいております。
4. 監査役報酬枠は、2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において年額40百万円以内と決議いただいております。
5. 上記報酬等には、以下のものが含まれております。
- ・当事業年度における役員賞与(業績連動報酬)99百万円(社外取締役以外の取締役分)
 - ・ストック・オプション報酬額として割り当てた新株予約権に係る費用計上額201百万円(社外取締役以外の取締役分)
 - ・2020年3月27日開催の第94期定時株主総会において付議いたします退任取締役に対する退職功労金支給予定額283百万円。

(4) 社外役員に関する事項

- ① 社外役員の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・取締役高木裕康氏は、東京丸の内法律事務所のパートナーを兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。

- ・取締役深澤正宏氏は、安田不動産株式会社の相談役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の利害関係はありません。
- ・監査役小林元氏は、ヒューリック株式会社の取締役専務執行役員総合企画部長を兼務しております。同社は自己株式を控除した当社発行済株式の3.56%を保有しております。

② 社外役員の主な活動状況

	主な活動状況
取締役 高木 裕 康	当事業年度に開催された取締役会7回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての幅広いかつ専門的な見識に基づき客観的な視点から、適宜発言を行っております。
取締役 深澤 正 宏	2019年3月28日就任以降に開催された取締役会5回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 小 林 元	2019年3月28日就任以降に開催された取締役会5回の全てに、また監査役会8回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な企業経営に携わる見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 松 居 隆	2019年3月28日就任以降に開催された取締役会5回の全てに、また監査役会8回の全てに出席いたしました。主に経験豊富な経営者の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
① 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	34,650千円
② 当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	34,650千円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、社内関係部署および会計監査人から提出された監査内容、監査時間などの報酬見積の算出根拠等について、前期の実績評価を踏まえて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は会計監査人の職務執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての取締役会決議の内容は以下のとおりであります。

① 取締役ならびに使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. コンプライアンスについては、企業の社会的責任を果たすとともに、法令・定款を遵守し、企業倫理の確立と経営の健全化の確保に努めることを基本とする。
- ロ. 当社は、当社および当社子会社（以下「当社グループ」という）における取締役および使用人を含めた行動規範として「テイセンの企業行動憲章」「コンプライアンス規程」「コンプライアンスマニュアル」を定め、その周知徹底を図る。
- ハ. 当社は、代表取締役を委員長とする「コンプライアンス委員会」により、当社グループにおける法令および定款等の遵守を統括する。また、内部統制の実施状況を検証するため、業務・品質監理室は「内部監査規程」に基づいて内部監査を行い、その結果をコンプライアンス委員会および監査役会に報告する。
- ニ. 当社は、通報相談窓口を設け、取締役および使用人の職務執行に係わるコンプライアンス等の遵守を図る。

② 取締役の職務の執行に係わる情報の保存および管理に関する体制

当社は、取締役の職務執行に係わる情報を文書で保存し、文書の保存期間その他の管理体制については、「文書管理規程」等によるものとする。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」のほか有事の対応を定めた諸規程を整備し、当社グループ全体のリスク管理体制を確立する。また、当社の各業務を担当する取締役は、自己の担当領域について、当社グループ全体のリスク管理の体制を構築する権限と責任を有する。また、当社のコンプライアンス担当取締役は、これらを横断的に統括、管理する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

代表取締役は、営業担当取締役を中心に構成される経営会議および取締役会を通じて月次業績のレビューと改善策の実施など、当社グループの各取締役の業務執行の効率的運営と監視体制の整備を行う。

⑤ 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 当社グループ各社の業務の適正を確保するため、当社グループ「企業行動憲章」の、グループ全体への浸透を図る。
- ロ. 当社は、グループ全体を対象としたリスク管理規程、コンプライアンス規程、職務権限規程、文書管理規程、情報セキュリティ管理規程その他の業務の適正化のための規程ならびに内部牽制システム等の整備を行う。
- ハ. 当社は、「関係会社管理運営規程」にしたがい、当社グループの各社をして、子会社の経営上の重要事項について事前協議または報告をさせるとともに、当社グループ各社を含めた役員・部長連絡会を定期的を開催するなど、意思決定の迅速化と情報や課題の共有化に努める。

⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

- イ. 当社は、監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。
- ロ. 監査役の職務を補助すべき使用人が他の部署の業務を兼務する場合には、当該他の部署の業務に対して監査役の指揮命令を優先させる。
- ハ. 上記⑥イ.に基づき配置された使用人の任命、評価・異動等については、監査役会の意見を尊重する。

⑦ 取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- イ. 当社グループの取締役、監査役（当社子会社の監査役に限る）および使用人は、当社の監査役に下記の事項につき報告することとする。
 - (ア) コンプライアンスに反する事項
 - (イ) 各部門の業務執行ならびに経営状況に係わる重要な事項
 - (ウ) 当社グループの経営・業績に著しい影響を及ぼす重要な事項
 - (エ) 内部監査の状況およびリスク管理に関する状況
- ロ. 当社は、当社自らまたは当社子会社をして、前項に基づく報告を行った者に対し、報告を行ったことを理由として不利益な取り扱いをすることを禁止させるものとし、かかる取り扱いを周知徹底させる。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- イ. 当社の監査役は必要に応じ、独自に顧問弁護士を委嘱し、また、より専門性の高い事項については、専門家から助言を受ける機会を保障されるものとし、その費用を会社に求めることができる。
- ロ. 業務・品質監理室内部監査グループは監査役との連携を保ち、適切な意思疎通および効果的な監査業務の遂行を図る。

⑨ 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力との関係を一切遮断することを目的とし、反社会的勢力への対応を所管する部署を経営企画部と定めるとともに、反社会的勢力排除のための社内体制の整備強化を推進し、反社会的勢力には警察等関連機関とも連携し毅然と対応していく。

⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは、金融商品取引法に基づく内部統制報告制度への対応を、企業基盤強化のインフラ整備の一環として位置づけ、組織の業務全体に係わる財務情報を集約したものである財務報告の信頼性を確保するために、当該財務報告に係わる内部統制の有効かつ効率的な整備・運用および評価を行うものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

上記(1)の業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）の運用状況につきましては、継続的に調査を実施しており、取締役会にその内容を報告の上、必要に応じて審議を経ております。また、かかる調査の結果判明した問題点につきましては、是正措置を行い、より適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。

コンプライアンス体制につきましては、毎月、社内の各部署およびグループ各社に対してその運用状況について本社経営企画部あてに報告を求め、本社経営企画部がその結果を2カ月に1度開催される「コンプライアンス委員会」で報告・審議するなど、その運用の適正化を図るとともに、「内部統制委員会」を中心に、内部統制の適正な運用と財務報告の信頼性確保に向けての諸施策を推進しております。また、法令・定款の遵守、企業倫理の確立と経営の健全化に向けて、都度、各種社内規程の改定を行っているほか、法令および社内ルールの遵守を求めた「テイセンの企業行動憲章」や「コンプライアンスマニュアル」を活用した社内セミナーの開催など、コンプライアンス意識の徹底・浸透にも努めております。

想定される事業上のリスクとその対応につきましては、「リスク管理規程」に基づき、毎月、本社経営企画部が中心となって各種のリスク関連情報を収集し、2カ月に1度開催される「リスク管理委員会」で報告・検討するなど、迅速かつ的確な対応に努めております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は以下のとおりであります。

I 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者について、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、また、最終的には株主の皆様ご意思に基づき決定されるべきであると考えておりますが、十分な時間や情報を提供せずに株主共同の利益を毀損するもの等の当社株式の大規模な買付行為や買付提案を行う者は、例外的に上記決定を支配する者として適当ではないと判断します。

II 基本方針の実現に資する取組み

当社グループは創業時から受け継がれた「社会の安全と生活文化の向上に貢献する企業」を基本理念とし、戦前は製麻事業を中心に広く国家的貢献を果たし、また、近時は総合防災事業とリネン事業という2つの価値ある事業を通じて、1世紀以上に亘り、社会・国民の安心・安全と良質な生活文化の向上に貢献してまいりました。

当社は、これらの事業活動を通じて、「一味ちがった優れた企業」「発展し成長を続ける企業」「社会や公共に大きく貢献する企業」の実現を目指しており、企業価値の長期安定的な向上を図ることを、経営の最重要課題として認識しております。

2017年度からスタートした第四次中期経営計画「^{チイキセン}帝国繊維2019」では、

◀ 災害の多発化・激甚化に備え 先進的防災事業を確立
社会や事業の安心・安全に貢献する！ ▶ を目標に、

1. 重大な原子力発電所災害を防ぐ安全対策の構築に貢献する
2. 基幹産業の災害対策・自主防災の装備充実に貢献する
3. 公的組織の防災対応力強化・装備充実に貢献する
4. セキュリティ分野に確固たる営業基盤を確立する
5. 当社事業の基盤である足元の事業を固め 更に磨きあげる
 - (1) 消防ホース・防災車輛・資機材・防火衣等特殊被服の4事業分野で確固たる業界No.1の地位を確立する
 - (2) 水害に備える消防防災の基本装備を刷新する商材を用意し その普及に努める
6. 収益力の持続的強化を目指す

などのテーマを掲げ、グループ一丸となって取り組んでおります。

東日本大震災以降、当社を取り巻く事業環境が大きく変化し、防災を巡る考え方も大きく変わってきています。時代の急務である、大規模自然災害や大規模産業災害、テロなど特殊災害への備えに向けて、当社の社会的使命も益々重くなっていることから、当社はその事業をもって、社会的役割・責任を果たすことで社会に貢献してまいります。

III 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（本対応方針）

以上の基本方針に照らしそのような不適切な者によって当社の方針決定が支配されることを防止すべく、株主の皆様が適切な判断をするために必要かつ十分な情報や時間を確保すること等を目的として、当社は、2011年3月30日開催の第85期定時株主総会においてその導入について株

主の皆様のご承認をいただきました。その後、2014年3月27日開催の第88期定時株主総会および2017年3月30日開催の第91期定時株主総会において継続承認をいただき、当社株式の大規模買付行為（議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為）に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を定め、また、本対応方針の運用に関わり、大規模買付行為を行う際の情報提供等に関するルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を定めております。

大規模買付ルールの内容は、大規模買付者による必要かつ十分な情報（大規模買付者の概要や大規模買付行為の目的、買付後の経営方針等の情報であり、株主の皆様の判断に必要と認める場合に公表することがあります。）提供に基づき、また、社外監査役等により構成される当社から独立した特別委員会の勧告を踏まえて、当社取締役会が大規模買付行為を評価検討するというものです。

当社は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守せず、かつ、当社の企業価値や株主共同の利益を確保するために必要な場合や、大規模買付ルールは遵守されるものの、当社の企業価値や株主共同の利益を著しく損なうと判断する場合（大規模買付者がいわゆるグリーンメーラーである場合等）には、特別委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社新株予約権の無償割当て（効果を勘案して行使期間や行使条件、取得条項を設けることがあります。）を含む相当な対抗措置を発動することがあり、発動を決定した場合には、対抗措置を講ずるほか、適用ある法令・金融商品取引所規則等に従い適時適切な開示を行います。

なお、本対応方針は、2020年3月開催予定の定時株主総会の終結の時又は当社の定時株主総会若しくは取締役会において廃止する旨の決議が行われる時まで有効とし、今後の本対応方針の継続についても、同様に、定時株主総会の承認を得ることとしております。

Ⅳ 対抗措置が基本方針に沿うものであり、当社の株主の共同の利益を損なうものではなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

①本対応方針が、経済産業省に設置された企業価値研究会が2008年6月30日に発表した報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」の内容を検討した上で作成したものであり、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則を充足していること、②当社の大規模買付行為に対する対抗措置が、特別委員会の勧告を受けるほか、あらかじめ定められた合理的客観的発動条件が充足されなければ発動されないように設定されていること、③大規模買付ルールの制定及び継続について、株主総会にて株主の皆様のご承認をいただいていること等から、対抗措置は、基本方針に沿うものであり、また、当社の株主の共同の利益を損なうものでもなく、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものでもありません。

なお、以上の詳細につきましては当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2017年2月13日付け掲載）」）をご参照ください。

（注）本対応方針は、2020年3月27日開催予定の定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）の終結の時をもって有効期間が満了することから、2020年2月14日開催の取締役会において、本株主総会における株主の皆様のご了承を条件に、継続することを決定いたしました。詳細につきましては、当社ウェブサイト（株主・投資家情報の「IRニュース一覧（2020年2月14日付け掲載）」）をご参照ください。

連結貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	41,874,521	流 動 負 債	9,187,615
現金及び預金	8,766,184	支払手形及び買掛金	5,685,802
受取手形及び売掛金	12,219,143	長期借入金 (返済1年以内)	78,600
有価証券	12,349,990	未払法人税等	1,357,544
商品及び製品	6,151,492	役員賞与引当金	11,000
仕掛品	1,341,231	役員退職慰労引当金	300,000
原材料及び貯蔵品	672,739	その他	1,754,667
その他	373,739	固 定 負 債	8,134,360
固 定 資 産	30,604,850	預り保証金	719,594
(有形固定資産)	(4,979,905)	繰延税金負債	7,169,128
建物及び構築物	2,586,036	退職給付に係る負債	96,572
機械装置及び運搬具	316,764	資産除去債務	30,376
工具器具及び備品	277,716	長期未払金	118,690
土地	1,700,118	負 債 合 計	17,321,975
建設仮勘定	99,268	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(276,895)	株 主 資 本	37,546,472
(投資その他の資産)	(25,348,049)	資本金	1,444,090
投資有価証券	25,015,693	資本剰余金	818,495
退職給付に係る資産	52,336	利益剰余金	35,660,983
繰延税金資産	72,984	自己株式	△377,096
その他	210,195	その他の包括利益累計額	16,860,513
貸倒引当金	△3,159	その他有価証券評価差額金	16,842,566
資 産 合 計	72,479,372	繰延ヘッジ損益	17,946
		新 株 予 約 権	750,411
		純 資 産 合 計	55,157,396
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	72,479,372

連結損益計算書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高 価		35,393,776
売 上 原 価		24,815,590
売 上 総 利 益		10,578,186
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,965,919
営 業 利 益		5,612,266
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	396	
受 取 配 当 金	541,819	
持 分 法 に よ る 投 資 利 益	2,695	
そ の 他	47,765	592,677
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,930	
為 替 差 損	411	
租 税 公 課	1,469	
保 険 解 約 損	2,374	
そ の 他	692	8,879
経 常 利 益		6,196,064
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	907	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	454	1,361
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	525	
ゴ ル フ 会 員 権 評 価 損	2,700	3,225
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		6,194,199
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		2,145,325
法 人 税 等 調 整 額		△208,212
当 期 純 利 益		4,257,086
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		4,257,086

連結株主資本等変動計算書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本				株 主 資 本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,444,090	818,461	32,454,908	△376,396	34,341,063
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,051,011		△1,051,011
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益			4,257,086		4,257,086
自 己 株 式 の 取 得				△708	△708
自 己 株 式 の 処 分		34		7	41
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)					
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	34	3,206,075	△700	3,205,408
当 期 末 残 高	1,444,090	818,495	35,660,983	△377,096	37,546,472

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ハ ッ ジ 損 益	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	12,687,304	△60,412	12,626,892	549,411	47,517,366
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,051,011
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益					4,257,086
自 己 株 式 の 取 得					△708
自 己 株 式 の 処 分					41
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 (純 額)	4,155,261	78,359	4,233,620	201,000	4,434,620
連 結 会 計 年 度 中 の 変 動 額 合 計	4,155,261	78,359	4,233,620	201,000	7,640,029
当 期 末 残 高	16,842,566	17,946	16,860,513	750,411	55,157,396

貸借対照表

2019年12月31日現在

(単位：千円)

資 産 の 部 額		負 債 の 部 額	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	33,744,817	流 動 負 債	7,383,080
現金及び預金	4,171,351	支払手形	716,254
受取手形	1,122,368	買掛金	3,548,762
売掛金	8,949,451	長期借入金	78,600
有価証券	11,999,990	(返済1年以内)	
商品及び製品	5,818,690	未払費用	1,053,852
仕掛品	787,867	未払法人税等	53,653
原材料及び貯蔵品	557,362	未払消費税	1,127,620
前渡金	250,080	前受金	300,270
前払費用	51,918	預り金	124,421
その他の流動資産	35,735	役員賞与引当金	11,000
固 定 資 産	30,822,385	退職慰労引当金	300,000
(有形固定資産)	(5,111,519)	その他の流動負債	68,643
建物	2,286,387	固 定 負 債	7,990,873
構築物	242,601	預り保証金	697,087
機械及び装置	173,904	延滞金	7,162,674
車両運搬具	99,685	資産除去債	12,421
工具器具備品	256,291	長期未払金	118,690
土地	1,953,379	負 債 合 計	15,373,954
建設仮勘定	99,268	純 資 産 の 部	
(無形固定資産)	(269,536)	株 主 資 本	31,583,866
(投資その他の資産)	(25,441,329)	資本剰余金	1,444,090
投資有価証券	24,901,635	資本準備金	818,495
関係会社株式	352,785	その他資本剰余金	816,670
前払年金費用	52,336	利益剰余金	1,825
その他の投資	134,571	利益準備金	29,698,377
資 産 合 計	64,567,202	その他利益剰余金	180,000
		配当引当金	29,518,377
		圧縮記帳積立金	120,000
		別途積立金	221,840
		繰越利益剰余金	4,830,000
		自己株式	24,346,537
		評価・換算差額等	△377,096
		その他有価証券評価差額金	16,858,970
		繰延ヘッジ損益	16,841,023
		新 株 予 約 権	750,411
		純 資 産 合 計	49,193,248
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	64,567,202

損益計算書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

科 目	金 額	
	内 訳	合 計
売 上 高 価		26,233,590
売 上 原 価		18,092,031
売 上 総 利 益		8,141,558
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,615,469
営 業 利 益		4,526,089
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	609,162	
雑 収 入	37,239	646,401
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	3,892	
為 替 差 損	411	
租 税 公 課	1,469	
雑 支 出	881	6,654
経 常 利 益		5,165,835
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	907	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	454	1,361
特 別 損 失		
固 定 資 産 処 分 損	525	525
税 引 前 当 期 純 利 益		5,166,671
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		1,765,778
法 人 税 等 調 整 額		△208,387
当 期 純 利 益		3,609,279

株主資本等変動計算書

自 2019年1月1日
至 2019年12月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本										自己株式	株主資本 合 計
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	そ の 他 剰 余 金						
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計		利益準備金	配当引当 金	圧縮記帳 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金		
当 期 首 残 高	1,444,090	816,670	1,791	818,461	180,000	120,000	238,430	4,830,000	21,771,679	27,140,109	△376,396	29,026,264
当事業年度中の変動額												
剰余金の配当									△1,051,011	△1,051,011		△1,051,011
固定資産圧縮積立 金の取崩し							△16,589		16,589	-		-
当 期 純 利 益									3,609,279	3,609,279		3,609,279
自己株式の取得											△708	△708
自己株式の処分			34	34							7	41
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額（純額）												
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	-	-	34	34	-	-	△16,589	-	2,574,858	2,558,268	△700	2,557,602
当 期 末 残 高	1,444,090	816,670	1,825	818,495	180,000	120,000	221,840	4,830,000	24,346,537	29,698,377	△377,096	31,583,866

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			新 株 予 約 権	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評価・換算差額等合計		
当 期 首 残 高	12,685,254	△60,412	12,624,842	549,411	42,200,517
当事業年度中の変動額					
剰余金の配当					△1,051,011
固定資産圧縮積立 金の取崩し					-
当 期 純 利 益					3,609,279
自己株式の取得					△708
自己株式の処分					41
株主資本以外の項 目の事業年度中 の変動額（純額）	4,155,769	78,359	4,234,128	201,000	4,435,128
当 事 業 年 度 中 の 変 動 額 合 計	4,155,769	78,359	4,234,128	201,000	6,992,730
当 期 末 残 高	16,841,023	17,946	16,858,970	750,411	49,193,248

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

帝国繊維株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、帝国繊維株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年2月13日

帝国繊維株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 剣 持 宣 昭 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 甲 斐 靖 裕 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、帝国繊維株式会社の2019年1月1日から2019年12月31日までの第94期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年1月1日から2019年12月31日までの第94期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号口の各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年2月14日

帝国繊維株式会社 監査役会

常勤監査役 横山良二 ㊞

社外監査役 小林元 ㊞

社外監査役 松居隆 ㊞

以上

定時株主総会会場ご案内図

会場 東京都中央区日本橋二丁目5番1号
日本橋高島屋三井ビルディング9階
日本橋ホール
電話 03-6281-9493

会場が昨年と異なっておりますので、ご来場の際には
お間違えのないよう、ご注意ください。



■ 最寄駅 JR東京駅 八重洲北口より徒歩5分

東京メトロ銀座線・東西線・都営浅草線日本橋駅 直結

(ご注意)

※駐車スペースがございませんので、当日のお車でのご来場はご遠慮
ください。

UD
FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。